

役員等への報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慶成会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員等に対して別表に定める報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合はこれを支給しない。

(支給日)

第3条 役員等の報酬は支払事由が発生後速やかに支払うものとする。

(費用弁償)

第4条 役員等が法人の業務のために旅行したときは、国内出張旅費規程に基づき旅費を支給する

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第2項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第6条 この規程の改廃については、評議員会の議決を要する。

付 則

1. この規程は、平成21年12月17日から施行する。
2. この規程は、平成22年9月2日から施行する。
3. この規程は、平成23年4月1日から実施する。
4. この規程は、平成29年4月1日から実施する。

【別表 1】

支払事由	金額
理事会出席	1回当たり 5,000 円
評議員会出席	1回当たり 5,000 円
監事監査業務	1回当たり 8,000 円
研修会等参加	1日当たり 8,000 円

ただし、報酬金額は、源泉所得税額を除く金額です。

